六　前項第七号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面
イ　当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面
ロ　当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書

第十条の二十一の次に次の一条を加える。

第十条の二十一の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、前条第一項各号に掲げる契約のほか、特定貸付契約とする。

第十条の二十二第一項に次の一号を加える。

四　年間の事業所得の金額（過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。）第十条の二十三第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二　債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該個人顧客が弁済する債務のすべてが、当該個人顧客が貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務であつて、貸金業者又は法第四十三条の規定により貸金業者とみなされる者（次項第一号の二ロにおいて「みなし貸金業者」という。）を債権者とするものであること。

ロ　当該貸付けに係る契約の貸付けの利率が、当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの利率（当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約が二以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額。ハにおいて同じ。）により加重平均した貸付けの利率）を上回らないこと。

ハ　当該貸付けに係る契約に基づく定期の返済により、当該貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれること。

ニ　前号イ及びハからヘまでに掲げるすべての要件に該当すること。

第十条の二十三第一項第五号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二の二　個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約として当該個人顧客と貸金業者の間に締結される契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの（以下「特定緊急貸付契約」という。）

イ　当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

ロ　次に掲げる金額を合算した額（第十条の二十八第一項第一号ロにおいて「緊急個人顧客合算額」という。）が十万円を超えないこと。

(1)　当該特定緊急貸付契約に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額）

(2)　当該個人顧客と当該特定緊急貸付契約以外の特定緊急貸付契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額）の合計額

(3)　指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の特定緊急貸付契約に係る貸付けの残高の合計額

ハ　返済期間（極度方式基本契約にあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間）が三月を超えないこと。

第十条の二十三第一項第六号中「法第十三条第三項第二号」を「法第十三条の二第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「要件を満たすもの」を「すべての要件に該当するもの」に改め、同号ロ中「資金計画」の下に「（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第八号中「要件を満たすもの」を「すべての要件に該当するもの」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）からの貸付け（イ及び次項第六号において「正規貸付け」という。）が行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。）であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　正規貸付けが行われることが確実であると認められること。

ロ　返済期間が一月を超えないこと。

第十条の二十三第二項中「書面又は」を「書面若しくは」に改め、「その写し」の下に「又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録」を加え、「。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日の次に当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日」を「（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「前項第四号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二　前項第一号の二に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該貸付けに係る契約の貸付けの利率

ロ　当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けの残高、貸付けの利率、債権者の商号、名称又は氏名及び債権者が貸金業者であるかみなし貸金業者であるかの別

ハ　弁済する債務の存在について調査を行った年月日、方法及び結果

ニ　当該貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数

ホ　当該貸付けに係る契約に基づく各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額

ヘ　当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容

ト　当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容

第十条の二十三第二項第五号中「前項第五号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二の二　特定緊急貸付契約　次に掲げる書面

イ　前項第二号の二ロ(3)に掲げる額を確認するために使用した指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容を記載した書面

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる費用の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める書面

(1)　第四項第一号に掲げる費用　当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しが外国において行われたことを疎明する書面

(2)　第四項第二号に掲げる費用　当該費用の支払に係る領収書その他資金の使途を確認することができる書面

第十条の二十三第二項第六号中「前項第六号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「前項第七号」を「前項第四号」に改め、同号ロ中「事業計画書、収支計画書及び資金計画書」を「事業計画、収支計画及び資金計画」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「前項第八号」を「前項第五号」に、「事業計画書、収支計画書及び資金計画書」を「事業計画、収支計画及び資金計画」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　前項第六号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面の いずれか

イ　正規貸付けが行われることが確実であることが確認できる書面（正規貸付けを行う者が発行したものに限る。）

ロ　貸金業者が正規貸付けを行う者に対して行つた当該正規貸付けが行われることが確実であることについての照会の結果を記載した書面

第十条の二十三第三項中「第一項第六号」を「第一項第三号」に改め、同項の次に次の二項を加える。